

地方独立行政法人大阪市民病院機構保険外負担料に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方独立行政法人大阪市民病院機構診療料等に関する規程（平成26年規程第24号）第3条ただし書きに基づき、保険外負担料の額が委託等により定まる非裁量的なものについて定める。

(保険外負担料)

第2条 前条に規定する費用は、別表のとおりとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による大阪市民病院機構の保険外負担料に関する規定は、施行日以後に発生する保険外負担料について適用し、施行日前に発生した保険外負担料については、なお従前の例による。

附 則

この改正要綱は、令和8年4月8日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和8年4月15日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和8年5月14日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和8年7月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和8年9月1日から施行する。